

# 第六回 成田空港問題シンポジウム

一九九二（平成四）年五月十九日（火）

芝山町「芝山文化センター」

## 隅谷三喜男（隅谷調査団团长）

それでは、ただ今から第六回のシンポジウムを開催いたしましたと思います。

前回は、二カ月前でありまして、後からも少しご挨拶の中で申し上げたいと思いますが、いろいろ難しい問題がここに出てきましたので、この二カ月かかりまして、我々の所見をとりまとめるというようなことで時間がかかりましたので、本日になったわけでありまして。お忙しいところをおいでいただき、感謝をいたしたいと思えます。

本日のスケジュールに関係することではありますが、昨年の秋から十一、十二、一、二、三月というふうなシンポジウムを開いてまいりまして、この三月の第五回のシンポジウムの時に事業認定のことがここで議論をされたわけですが、その時おいでの方はご承知のことと思いますが、よく言えば大変熱が入ったというんですが、大変激しい議論が双方から展開されまして、そのような議論をそのまま続けていきますとなかなか、微に入り細を穿てば穿つほど問題が、何と申しますか結論に達するというか、終結することが難しいというように考えまして、その時に、取りまとめを私たちの五人のほうに任せていただきたいということをお願いいたしまして、同盟と国・公団のほうからご了承を得たわけです。

その後、このことをどうするか、私たちに任されたわけですが、これはなかなか大事業でありまして、これに対して同盟のほうからも「もう少し自分たちの主張をきちっと聞いてもらいたい」というようなご要望もあり、政府側のほうにしても「それならばそれなりに自分たちのほうも言いたいことがある」というようなことになりました。さて、もう一度、第五回に引き続いてこのような形のシンポジウムをするのがいいかどうかという考えました結果、シンポジウムをやるについては関係者、地域の方たちも入れまして合計で十四、十五人の方で「運営委員会」をつくっ

ておりまして、その運営委員会で、次回をいつ、どのような主題でやるかというようなことを決めてきていくわけですが、その運営委員会でこのことをより立ち入って議論するのは不適當である、このように考えまして、「拡大運営委員会」を四月に開こうということになりました。

「拡大」というのは、大体今日ここにおられる程度というか、人数からすればですね。同盟のほうもいろいろ意見のある方もおられるし、政府・公団のほうとしてもそれに対してやはり意見を言わなければならぬということ、常日頃の運営委員会の倍以上くらいの人数で、第五回の事業認定をめぐる問題について、より立ち入って、またある意味では幅広く議論をいたしました。それをこういう公開の形ですということはいたしませんでしたので、従来シンポジウムは公開でやるのだという原則からしますと、ちよつとはずれるようでもあります。しかし、事態が非常に紛糾をいたしましたので、あまり紛糾が拡大するような形ではなくて、何とかもう少し議論が煮詰まるような形でありたいと考えましたので、この「拡大運営委員会」という形をとらせていただきました。

しかし、拡大運営委員会においても非常に激しい議論がありまして、そのとりまとめを一応任せていただきたいとお願いたしました我々も、事の重大を非常に痛感したわけですが、その後、我々のほうでもその拡大運営委員会の議論なども踏まえて協議をいたしまして、文書の作成に当たったわけです。

本日はまず、調査団というか私たち五人の所見がまとまりましたので、その所見を皆さんにご披露する。皆さんというより直接はこの両側に並んでいる反対同盟と運輸省・公団の方々にご披露し、皆さんにも聞いていただくということでありまして。

なお、もう一つ、これは少し脱線をするような形にもなりますが、実はここに並んでおります五人のうち宇沢さんだけは、この四月の初めからストックホルム

のほうに前々からのお約束で行かなきゃいけないということで行っておられまして、六月までは帰ってこないということでしたが、しかし、その真ん中への時に、五月にシンポジウムをやるとういうふうに計画しているから、是非五月の中旬には帰ってきてくださいというふうにもお願いをし、ここに顔が見えるというのはそういうことでありまして、また、このシンポジウムが終わりましたならば、宇沢さんはストックホルムにお帰りになるということでもありますので、そこでこの両方に並んでおられる反対同盟及び当局の方にも、五月のこの時には是非シンポジウムを開きたいということ、私たちも努力をいたしましてこの所見をとりまとめたわけです。

それで、この所見をまず私たちのほうからお読みまして、その後で皆さんのほうからの所見などお伺いしたいと思うのですが、それでは、高橋先生、ひとつ読んでいただきたいと思えます。

## 高橋寿夫（隅谷調査団）

それでは私どものまとめました所見を朗読いたします。

## 事業認定問題について

一．はじめに

成田空港の用地取得のため、空港公団の申請により、土地収用法に基づく事業認定が告示されたのは、一九六九（昭四十四）年のことであつたが、その後二十年余を経過してもなお一部について収用裁決の申請が出されたまま今日に至るといふ異常な状態が続いている。運輸省・公団側は、事業認定の法的効果はなお有効であるとされているが、反対同盟の農民とその家族にとつては、長期間にわたつて様々な生活上の不自由や精神

的苦痛の下に生きざるを得ない状態が続いた。このような事態は民主主義社会のあるべき姿に照して決して好ましいものではなく、一日も早く社会的正義に基づいた平和的な解決を望む声が高まってきた。こうした状況の下で、双方の要請により、昨年から成田空港問題シンポジウムが開かれた。一月の第三回シンポジウム以降事業認定の有効性をめぐって双方の議論が展開され、第五回シンポジウムにおいて隔谷調査団にその取りまとめを委嘱された。双方の主張の要点及びこれに関する我々の所見は以下のとおりである。

二、法律上の見解についての議論

同盟は、①事業認定後二十年を経過したことによって買受権が消滅する以上、取用権も失効すべきだ、②また、事業認定に長期にわたる時の経過に対応した失効の規定がないのは、法の理念に照して問題がある、と主張する。

運輸省は、①買受権は取用権と表裏の関係にあるものではなく、取用権は法に定められた場合以外は失効しない、②また、事業認定の効力は、その必要性が失われな限り有効であり、単なる時の経過に影響されない、と主張する。

三、末沢発言問題についての議論

同盟側から提起された「末沢発言」についての同盟と運輸省・公団の主張は以下のとおりである。

(一) 同盟の主張

- ①事業認定後十二年目の一九八一(昭五十六)年四月の会談の際に末沢氏が「二期は二十年にひっかかる、事業認定後二十年を経過するとは任意買収しかない」と発言したのを受けて、あと八年反対運動を続ければ事業認定は失効すると受けとめ、それを反対運動の目標としてきた。
- ②また、末沢発言の論旨は、上述の考えのもとに一貫しているとみるべきである。

③更に、第五回シンポジウムでの運輸省・公団発言のように、末沢発言には条文引用上の問題があり、その点で同盟の理解と異なるとするならば、運輸省・公団は都合の良いように自説を変更して、自分達をベテンにかけたと言わざるを得ない。

④しかも、運輸省関係者もその会談には同席していたのであり、末沢発言に問題があるとするならそれを今日まで訂正せずに来た責任は重い。

⑤また、末沢発言は別としても、永久に取用権があるとする運輸省の主張は社会的常識的に納得できない。

(二) 運輸省・公団の主張

①末沢発言には、事業認定後二十年経過後の買受権の発生について、法律解釈上条文の引用に混乱をもたらす点があったことは否定できない。

その結果、発言の一部を見れば、二十年経過後の取用は発動しても意味がないこととなり、現在の運輸省・公団の見解と異なり、事実上二十年失効説と受け取られても仕方がない部分があったことは認める。

②しかし、末沢氏は「事業認定は二十年経過後も有効であり、その期限がないこと、二期の買受権は、取用した土地について二十年以内に不用になった場合について発生する」旨を述べており、全体をみれば、現在の運輸省・公団の見解と同一であると考える。

③また、この会談では、運輸省が用地問題を話し合いで解決したいと繰り返し発言したこと、長期にわたって用地問題が解決できないような事態は予測していなかったことから、会談の内容は、なんとか任意買収で解決したいとの運輸省側の強い気持が反映したものとなった。

④更に、運輸省・公団は、公開質問状等を通じて、二十年経過後に買受権の発生要件が消滅する故

に取用権は失効すべきとの同盟側の主張は承知していたものの、同盟が末沢発言を有力な根拠として、二十年経過後買受権が発生するが故に取用は意味なしと理解した上で、反対運動を行ってきたとは、今日まで察知し得なかったもので、末沢発言にふれることがなかった。

⑤また、長期間の事業認定の存続によって、様々な問題が生じていることは認めるものの、事業認定の必要性が失われな限り、法的には失効しないこと、しかし、互いに平和的に話し合いで解決を求めている現在の状況の中では、大臣の確約もあり、用地問題の解決のために強制的な手段をとるようなことはしないことを強調した。

四、調査団の所見

調査団としても、事業認定後二十年以上経過して、未だに問題が解決していないことは、異常なことと認識し、憂慮するところである。我々は、シンポジウムを通じて実態論及び法律論についての双方の主張を聴き、それぞれの主張に、それぞれ法律上の理由や実態上の背景があると理解したが、成田空港問題を社会的正義に適った形で解決する視点に立ち、調査団の所見を申し上げれば以下のとおりである。

(一) 末沢発言は、国会議員に伴われた反対同盟員たちとの会見の場での同氏の口頭による見解表明であるため、条文の紹介・解説に関する部分と状況的ないし指針的なコメントとが混在していると考えられ、法解釈論としては必ずしも十分かつ正確な表現であったとは認め難い。しかし、現地農民にとってみれば、その死活にかかわると考える問題に関して質問していたのであるから、回答に当たった当局者の役割を考えれば、その発言内容についてかなりの重みをもって受け止めたと言わざるを得ない。そしてその点をひとつの拠りどころとして土地取用法を受け止め、その後の同盟の運動を

強化推進してきた経緯は、十分に了承できるものであり、そのことに対しては最大限の理解を惜しまない。

(二) 今日、国側の示している法律解釈論は、条文に基づく客観的な法解釈論としては理解できるが、末沢発言の受け止め方については、かなりの説明ないしは注釈を加えないと理解しがたいものとなっている。同盟側が受け取っている上述のような主体的な解釈は論拠があるので、それを受け容れられないとするならば内容に対する国側の見解を表明し、それによって同盟側の受け止め方の修正あるいはそれとの調整の努力をはらうべきであった。

そうでなければ双方の信頼関係を維持することはできず、そもそも対話のために必要な基盤は形成されないと考える。

(三) 末沢氏が二十年問題について、やや両義的な解釈をしたのは、上述した会談の状況もあるが、収用法自体が事業認定後二十年も収用が行われないことを予測していなかったことを反映しているのではないかと考えられる。そもそも土地収用法制定の段階においては、このような事態まで十分に予測されていたとは考えにくい。法学者にもこのような見解を認める者があるところであり、条文の字義だけを基礎に失効論を否定しようとするのではなく、社会的公正の立場を十分考慮し、条理にかなった受け止め方をすべきと考える。

(四) 何れにせよ、そのような経緯のすべては何れの側にとっても不幸なことであり、特にそれを反対運動のバネとして困難な運動を続けてきた同盟の立場に対しては、深く共鳴を覚えるものである。

また国の側においても、事実の経緯がいかようなものであったにせよ、成田空港問題を話し合いにより理性的に解決したいとする立場からするならば、より広い視野に立って、末沢発言に含まれた問題点についての双方の見解のミゾを埋めるよ

うな方途を講じ、双方の間の信頼関係を構築することが全く不可能であったのだろうか、顧みて極めて残念なことであったと言わざるを得ない。

(五) 今や両者はシンポジウムに参加し、成田空港問題を社会的正義に照らして解決しようとする努力を継続している最中である。

我々としては、事業認定問題についての見解を以上のようにとりまとめた。シンポジウムではこの調査団の所見を同盟側も運輸省・公団側も一応了承していただき、今後も引き続き、シンポジウムを精力的に続けて行きたいと考えるので、双方のご協力をお願いしたい。

(六) シンポジウム参加にあたって、双方の立場の対等性を保証せよという同盟側のかねてからの主張は、当然のこととして理解し得るものである。そのためにこそ、いわゆる村岡運輸大臣の声明があり、また、それをさらに進めたものとしての奥田運輸大臣の閣議発言及びそれを踏まえた加藤官房長官の見解表明があった。

そもそも、空港公団が、事業認定後二十年以上を経過してもなお用地を取得できていないという事態は極めて異常であり、前に述べてきたような状況に対して、運輸省が土地収用法は形式的にはなお適用可能であるとするのは、社会的正義の観点からも問題があると言わざるを得ない。一九九一(平三)年五月二十八日の村岡運輸大臣による「二期工事の土地問題を解決するために、いかなる状況のもとにおいても強制的手段をとらないことを確約いたします」という政府の方針は、前記のような我々の認識と同一線上のものであると理解する。成田空港問題を解決するためにこのことのもつ意義は極めて大きく、調査団としてはこの政府の方針を全面的に支持し、その線上に立って事を進める覚悟であり現に進めているので、今後いかなる事態に遭遇しても、同盟と国との双方が、

成田空港問題の平和的、理性的解決に向かって進まれることを強く期待するものである。

一九九二(平四)年五月十九日

隅谷 三喜男

高橋 寿夫

宇沢 弘文

山本 雄二郎

河宮 信郎

#### 隅谷三喜男(隅谷調査団団長)

以上の我々の所見をここで発表いたしましたわけであり、ますが、これについて同盟あるいは政府・公団のほうで、この文言の言わんとするところが必ずしも明確でないとか何か、ご質問があれば質問をしていただき、あるいはこのことはこのように了承してよろしいかというような所見とありますが、意見のようなことがあれば言っていたらいいです。あるいはもつと中身に立ち入って言わなきゃならんということがあれば言っていたらいい結構ですが、どうですか、まず同盟のほうから……

#### 石毛博道(反対同盟事務局長)

それでは、最初に私のほうから、この調査団の意見書についての感想と申しますか、そういうものを述べさせていただきます。これは第五回のシンポジウムで非常に議論が白熱しまして、運輸省と空港公団あるいは反対同盟が、どちらも引くに引けないというところまで議論が至りました、そこでそのままでも双方前へ進むことでできないという状況になりました、隅谷調査団の皆さんに一定の見解を出していただいて、何とかこの事業認定問題についての結末というか、一つの区切りをつけたいというのが反対同盟の意向だったわけですが、そういう経過から考えますと、今回の調査団の意見書

というのはどうしても、まあ若干両者の間を取りもつというか、両者の間に立つて調停するというような雰囲気というものが少なからず入ってくるというのは仕方がないという気はいたします。

ただ、「隅谷調査団」というふうに名付けられたそもその経緯というのは、この先生方の拠って来た、存立した最初の趣旨というのが、「成田空港問題の原因を究明し、その現状を明らかにし、併せて社会正義にかなった解決の道を見出すことを目的とする調査団」という正式名称を持ったわけですが、そのような調査団の性格に照らせば、若干その原因究明という点では、我々としては不満が残る。本当ならば、中間の調査報告書というような性格も多少あってもよかつたのではないかと、今後は、そういう調査団の非常に基本的なところはもう少し、我々もそうですけれども、先生方にもきちんと踏まえていたでいて、双方の議論を聞いて何か意見を言うのではありません、もう一步踏み込んで先生方としては独自の調査というようにもあつて然るべきではないかと。そういうことを通して成田問題が何であつたのかということについて深く追求していく姿勢というものも、我々としては要望したいというふうに考えております。

そういうことを前提にしまして、五回目のシンポジウムの経緯というようにからいけば、本日読み上げられました文書は、我々としては高く評価したいというふうに思っております。

特に、末沢発言というふうに非常に狭い範囲に限つて今回の所見は出されましたが、実際には、我々はこの事業認定問題の論争の中で展開したのは、もっと広く、事業認定下で百姓がどういう生活を強いられるのかということについてかなりの力点を置いて展開してきましたし、そういうことについては今回触れられていないというようにありますが、特に大きな対立点になつた末沢発言については、一番目の、末沢さんの当時の役職の重さということについてきちん

と我々の主張を受け入れられて、そういうことで末沢さんの発言の重みについてきちんと言及されているというふうに思います。

それから、二番目のそういう経緯について、運輸省・空港公団の見解についてはやはり不十分だろうというふうに言っておられますし、また、三番目では、我々がかんがひ力点を置いて展開しました、二十年もたつてなおその取用法が有効であるということは社会的常識的にも法の精神からいってもおかしいということについて、やはり一定の見解を示されたというふうに考えます。

それから、特に我々として今回評価しているのは、(六)の真ん中ごろの「運輸省が土地収用法は形式的になお適用可能であるとするのは、社会的正義の視点からも問題があると言わざるを得ない」ということについては、やはり運輸省・空港公団としてはかなりの重みをもってこの所見を受け止めるべきだろうというふうに考えます。

以上、この所見について申し上げましたが、本来ならば、こういう見解というのは、我々としてはむしろごく当然のご意見であろうというふうに考えます。ただ、社会的には、報道関係の皆さんの声も多少聴きましたけれども、「この調査団の見解というのは、成田にとつて画期的じゃないですか」というような意見もありましたが、本来、こういう農民の主張というか、農民の長い成田の経緯から考えれば、こういう意見というのはごく当たり前であつたんじゃないか。つまりこういうことが画期的だということに言われること自体、三里塚あるいは成田問題の不幸というのを象徴的に表わしているのではないかと、私には考えます。

ただ、この所見というものが今回、以前にも多少、反対同盟の置かれた状況とか、突然自分たちの土地に空港がやってきたことに対する農民の憤りということについて、理解を示していただいた発言というものは過去にも何度かありましたが、こういうふうの一つの

社会的な力というか、権威を伴つてこういう意見が発表されるということについては、三里塚にとつては初めてのことでありまして、この意見書というものが一つの力を持つて社会に広がつていって、そうして強制力を使わないで、あくまでも平和的に話し合ひで解決するんだというような、そういう空気というのが成田問題についての国民みんなの認識になつていくというようなことを私は強く希望したいと思つています。そういう意味では、成田問題というのは本当の民主主義のシステムが中々うまく機能してこなかつたということの現われでもありますし、例えば合法的な範囲で筋の通つたことを言つて通るといふ、そういう司法の歯止めなり世論の歯止めなりというものが有効に機能してこなかつたんじゃないかというふうに思つています。そういう意味で、この文書が、そういう機能してこなかつた民主主義の空間というものを少しづつ埋めていく一つの出发点になればいいなというふうに考えます。

そういうふうな観点から、我々としては約半年間にわたつて行われてきたシンポジウムの中間点でこういう喜ぶべき意見が出てきたということについては、我々も今後のシンポジウムを進めるに当たつての一つの希望というか、力づけになるだろうというふうに感謝しております。以上です。

#### 隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

それでは、運輸省・公団のほうからご発言を願いたいのですが、その前に、今の発言に、どうしても運輸省側の意見を聴く前に補足しておく必要があるとか何か、そういうことがあればですが、そうでなければ、運輸省側の発言を聴いた上でまた何か発言を、、それでいいですね。

それでは、局長、ご意見があれば……。

#### 松尾道彦（運輸省航空局長）

それでは、私どもの方から、今のお話につきまして

総合的な考え方といえますか、お話をさせていただきたいと思います。

今石毛さんのほうからお話がありましたとおり、去る三月十九日、第五回の成田空港のこのシンポジウムにおきまして、同盟側の提案のございました、非常に生活上の問題とも理解されているわけでございますが、事業認定問題についての議論の整理、これがいま隅谷調査団のほうから具体的な所見という格好でとりまとめをいただいたわけでありますが、隅谷先生をはじめ五人の先生方に対しまして、本日こういう形でおとりまとめいただいたことに対しまして、まずはそのご努力に対しまして大変感謝を申し上げます。

具体的な所見の本身は、今石毛さんのほうからも指摘がございましたが、私どもにとりまして厳しい指摘も含まれております。問題は核心でございますが、長期間この時間的な経過をしております成田空港問題の近い将来の解決に向けて、双方がお互いに真摯に話し合いで解決の努力をすべきである、こういう観点に立たれまして、大局的見地に立って具体的にとりまとめを行っていただいた、このように理解するわけでございまして、この中身につきましては、私どもはこれを誠意をもって受けとめるものでございます。

この所見の中身では、いま具体的にご説明がございましたが、若干重複いたしますが、土地収用法が事業認定後長期間にわたりました収用が行われていないことを予測していいのではないかと、このような立場に立たれまして、このような場合について条文の字義だけを基礎に、形式的あるいは機械的に法律の適用を行うのではなくて、また土地収用法問題に関して、法律解釈論を離れ実態を踏まえて、社会的公正あるいは社会的正義の立場を十分考慮して、条理にかなった判断をすべきだ、このようなご指摘になっているわけでございませぬ。

私どももこのような考えに立っておればこそ、これまで同盟の方々とともにシンポジウムにこのような形

で参加をして、成田空港問題の解決のために平和的な話し合いで解決しようと、こういう方々に対しまして二期工事の土地問題の解決のために強制的手段を取らないと、すでに村岡運輸大臣回答を昨年の五月にお示ししたところでございます。

さらに十一月には大臣も代わられたわけでございますが、現奥田運輸大臣からさらに政府全体の閣議報告をするというふうな積極的な形をもとらせていただきました。全閣僚のご支援もいただきまして、政府方針というふうな格好で臨んでまいったわけでございます。

この所見の中におきましても、その結論において、(エ)でございますが、双方ともに話し合いによって解決する、こういう枠組の中で示された私どものこのような基本的な方針を評価していただきまして、かつ隅谷調査団の認識と同一線上であるというふうにご理解していただいた上で、成田空港問題の解決のために私どもも隅谷調査団にお願いをいたしましたわけでございませぬが、最終的なとりまとめに向けまして、さらにシンポジウムにおいて積極的に議論を進めるべきである、このようなご指摘だというふうにご理解をされているわけでございまして、私どももいたしましてその趣旨を大変重いものだというふうにご受け止めさせていただきたいと思っております。

このために、私どもとしても、今後、法律解釈論的な議論だけではなくて、今日までの実態を踏まえて成田空港問題の社会的公正あるいは社会的正義にかなった解決の方向について、このシンポジウムの場におきまして成田空港問題の核心について一段と議論を進めていただくことによりまして、この解決を見出ししていくことが是非とも必要であると、このように考えております。

今後、できるだけ早い時期に、同盟からお示しいただいている他の論点、幾つかご指摘がございますが、他の論点についての議論を今後引き続き進めていただくことを特にご要望をお願いいたします。

最後に重ねまして、隅谷調査団の本取まとめにつきまして、大変ご努力をいただいたことを改めて敬意と感謝を表して、次のステップに進めていただければというふうにご、お礼と切望をお願い申し上げますと思います。大変ありがとうございました。

**隅谷三喜男（隅谷調査団団長）**

それでは、公団のほうを代表して…。

**松井和治（空港公団総裁）**

私からも、この困難な問題につきまして所見という形でお取りまとめをいただきました隅谷委員長並びに諸先生方に厚く御礼を申し上げます。

この本日お示しいただきました所見に対しまして受けとめ方と申しますか、これはいま航空局長が総括的にお述べになったわけでありまして、私ども空港公団といたしましては全く同じ受けとめ方をしているわけでございます。

したがって、繰り返しを避け、簡単に申し上げます。ただ、私どもも空港公団、これまでも村岡大臣の回答あるいは奥田大臣の閣議報告の趣旨を踏まえまして、成田空港問題の平和的、理性的な解決に向けて、お互いの議論や理解を深めていかなければならないという気持ちでこのシンポジウムに臨んでいるわけでございます。本日の所見の趣旨を真摯に受けとめまして、今後ともシンポジウムを通じて空港問題の平和的解決のために一層の努力をしたいと思います。こういうふうにご考えているところでございます。

以上が、空港公団としての受けとめ方と申しますか、感想と申しますかでございますが、ただ一点つけ加えてさせていただきますのは、これは空港公団の意見というよりは私個人の意見ということになるかもしれません。と申しますのは、私個人が、一九八一年（昭五十五）年、農民の方々と運輸省の間で話し合いが行われた際の当事者の一員であったという理由からで

でございます。

先般行われました拡大運営委員会におきまして、その際の事情についてご説明を申し上げましたが、運輸省といたしましたも、また当時局長でありました私といたしましたも、この農民の方々の話し合いを今後の話し合いの糸口にしたいという強い気持ちで、また大変大きな期待をもってこの会談に臨んだわけでございます。

その後、一部の方々との間には話し合いが進み、解決に至った方もございますが、一般的な解決には残念ながらつながらなかったということでございますが、それ以上に、席上の末沢課長の発言をめぐりましてかえって混乱が生じてしまったということにつきまして、全くこと志と反し、返す返すも残念に思うところでございます。

今回の所見の中で、一部を引用させていただきますと、「末沢発言に含まれた問題点についての双方のミゾを埋めるような方途を講じ、双方の間の信頼関係を構築することが全く不可能であったのだろうか」と、顧みて極めて残念なことであったと言わざるを得ない」という下りがございます。私といたしましては、これは他の誰に対する指摘でもなく、私自信に対するご指摘だというふうに思っております。ご指摘でございます。

そして、成田空港問題の解決のためには、このご指摘にもございますように、双方の信頼関係というものがいかに重要なことであるかということを変更して強く感じさせられた次第でございます。今後、信頼関係の上に立って、空港問題の早期解決のために一層の努力をしてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

以上、空港公団としての考え方と、また、一九八一（昭五十六）年当時の当事者であった私個人の考え方を含めて申し上げます。以上でございます。

#### 隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

どうもありがとうございます。これで反対同盟の方、運輸省・空港公団のこの我々の所見に対するご意見を伺いました。多少のコメントはございますが、本的にはこの所見は所見として、積極的なものとして受けとめていくというようにご了承いただいたというように考えます。そういう意味において、私たちの所見を謙虚に受けとめていただいたことを感謝したいと思います。そして、この所見の上立って今後のいろいろな話し合いを進めたいと思うのですが、なお少し立ち入ったことでもうちょっと言いたいことがあるということであれば、どうぞ、同盟の方。

#### 相原亮司（反対同盟員）

今両方から、この見解について大体の評価が言われたと思います。ただ、この事業認定問題が法律上の問題を含むために、現在の問題を解決すると同時に将来にわたる問題を含んでいるので、この見解を踏まえて若干の問題提起をしたいと思っております。

四点ほどですが、第一点は、先ほど石毛事務局長が言われたように、土地収用法がかけられた人間がいかなる事態の生活を強いられるかということは、これまでほとんど議論される場がなくて、このシンポジウムで初めて問題になった。最初のころは、バス停とか家を建て替えるなんてどうでもいい話じゃないかという、そういう反応もあったと思うんですが、これが二十年続くと、長い期間にわたって続くということは人権問題ではないかというような隅谷先生のご指摘もあったように、これは現在の成田空港問題と同時に将来にわたってこのような長い間事業認定をかけるということの問題を投げかけていると思っております。と同時に現在、空港公団は永久に続くと言っているけれども、この人権無視の状態が永久に続くことの是非は、今後議論されて然るべきだろろうと思っております。この点については、所見の初めのところに「反対同盟の農民とその家族に

とっては、長期間にわたって様々な生活上の不自由や精神的苦痛の下に生きざるを得ない状態が続いた。このような事態は民主主義社会のあるべき姿に照らして決して好ましいものではなく」という認識が示されておりますが、この点の重要性はやはり今後確認しておきたいと思っております。

第二点ですが、末沢発言のことについては、その重要性についてはこの所見に述べられておられると思っております。そこで、我々反対同盟が末沢発言を評価したことの第一の理由は、彼が土地収用法のような苛酷な法律は期限を持つべきだということ、二十年という期限を彼が示したこと。それから、買受権という国民の権利を保障する点を示したこと。この二点が我々が評価すること、この所見の中では述べられておりませんが、このような二つの点を持つていけば、我々反対同盟と運輸省の間では議論の余地があると思っております。ところが、現在のように無期限に収用権があると言った場合には、ほとんど反対同盟と議論する土俵がないというのが現状でございます。

ところが、これが第三点になります。この所見の中では、形式的に土地収用を適用することはもはや社会正義に照らして問題があると言わざるを得ないというような認識が示されています。これは、これまで無期限に収用権があるということ、我々反対同盟は期限があつて然るべきだという、この全然噛み合わない状況に対して一つ共通の土俵を設定したものと考えています。したがって、形式的に適用するのではなく、その中における人権とかそういう問題の実態を踏まえて収用法の期限はいかにあるべきかということが今後議論されて然るべきだろろうと思っております。

次に第四点ですが、これはまだ議論されていない問題ですが、事業認定の隠されたもう一つの重要なテーマとして、収用法をかけられる人間が一言も意見を言う機会なく一切の自分の財産が収用されるという、この土地収用法自体の問題点があると思っております。これは次



についての問題が残っていると思います。三里塚では、二十年にも及ぶ事業認定処分の中で様々に起きてきた、予定地内に住んでいる農民にとっては全く身に覚えのない重圧を背負いながら、どんどん年もとって高齢になり、そして空港問題の平和的解決の行く末を見ることもできずに無念のうちに亡くなってしまった方々とか、あるいは現にこの問題の課題を一身に引き受けて病床にある方々もいるという事態があるわけですが、そういう現実の中で、二十年たった現実の中で、やはり言葉とか文書というものだけではなく、一刻も早い機会に実態として関係農民の基本的人権が回復されるような具体的な施策が実行され、それから国家的事業と住民の意思との対立を平和的に解決することができるような、そういう民主主義のシステムを構築していくということを一生懸命やらなきゃいけないんじゃないかというふうに考えております。

若干の苦言になるかもしれませんが、さつき石毛さんも言われましたとおり、運輸省が、事業認定問題の議論の中でもどうも事実をあまり率直に最初から認めようというのではなくて、過去の様々な経緯についてこだわっていて、積極的に事実を明らかにする、つまりこの問題をできるだけ速やかに明らかにして解決していくという態度に若干欠けていたんじゃないかなという印象は、私どもとしては持っているわけです。そういうこれまでの議論を反省して、今回のように所見を出していただいたのですが、そういう格別な労をお願いしなくても、空港問題の歴史あるいは実態を真摯に受けとめて、より一層積極的に事態の解決を図られるという態度を是非持っていただいで、我々との議論に臨んでいただきたいというふうに考えています。

私が今まで申し上げたようなそういう課題を私たちは持っているわけですが、このシンポジウム、これからのシンポジウムの中でさらに深く議論が起こされて、そして社会的正義にかなった空港問題の解決が実現されるように、私たちとしては、私たちの次の課題であ

ろうと思われまます三里塚空港の歴史あるいはその事実経過、先ほど相原さんのほうから『ボタンのかけ違い』及びその問題点について触れられましたが、そういうことの真摯な検証に、議論に移っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

**隅谷三喜男（隅谷調査団団長）**

どうですか、運輸省のほうからは特にはないですか。

**高橋朋敬（運輸省課長）**

今鳥さんからお話ございましたし、石毛さん、相原さんからお話ございましたが、私どもの気持ちといたしましては、大変時間はかかりましたが、一つ一つ議論を深めさせて、あるいは認識を深めさせていただいたというふうに思っております。

また、鳥さんがおっしゃった、私どもシンポジウムでお約束したようなことにつきましてはそのとおりにやってみようというふうに思っているところがございます。このような気持ちでシンポジウムをさらに進めていきたいというふうに思っております。

また、今後、問題をいろいろと議論していくわけでありますが、積極的に解明するような気持ち、努力をしるというようなご指摘でございますが、中々私どももどの辺に核心があるかについては両者必ずしもピタツと認識の歯車が噛み合っているところがない点もあると思っておりますので、その点については、大変恐縮でございますが、お互いにその議論が噛み合うように努力させていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

**隅谷三喜男（隅谷調査団団長）**

大体反対同盟のほうで、今日までのこのシンポジウムの議論を踏まえ、今日の所見も踏まえて、基本的には了解するけれども、これからそうした考え方を生かしながらより問題を深めて前進させていきたいという

ことであり、この前進させていきたいという点では航空局長も先ほどの所見の中で申されているわけでありますが、この事業認定の問題についてもまだ残されている問題はありますよというのが、相原さんの先ほどの意見の点だと思えますが、それはまたシンポジウムを進めていくプロセスにおいてそういうことに触れる点があればもちろん、事業認定のことは今日で一応の結論を得たんだからもう触れることは必要ないとか、そういうふうには私たちは必ずしも思っておりませんので、それはその時々議論をしていただければ結構だと思っております。

要は、これから先、今までの一月以降の事業認定問題については、ここで、三者と申しますかこの一応の意見が一つになった、こういうふうには理解をさせていただきたいと思うのであります。

なお、一つだけつけ加えておく必要があるかなと思うことは、十二月、一月とかけて検問問題等、農民の生活の中で受けた様々な問題についてはいろいろ議論があつたではないか、そのことにあまり触れてないという指摘がなされましたが、この点について私たちの了解は、その点については運輸省・公団側のほうもできるだけのことは適正な対処をしていきたいということとで、このシンポジウムの場において大体この意見は食い違わなかった。事業認定のほうは非常に食い違つたままになったわけですが、その点では基本的には合意をしたというふうに考えましたので、今まで二十年以上も農民の人たちは非常な苦勞をしたということはきちっと我々は確認しなきゃいかんということにはきちっと書きましたが、それについてそれ以上のことは触れなかったというのは、改めてまたここで所見の中にそのことを入れるには及ぶまい、そのところはお互いに了解したというふうには理解をしたために、そのことは理解をいたしましたよという意味で一言ここに書いた、かなりはっきり書いたわけで、それ以上立ち入ったことは書かなかつたということはそういう意味

で理解をしておいていただきたいと思ひます。非常に紛糾したのは事業認定問題ですから、事業認定についてこの所見を書いた、こういうふうな受けとめていただきたいということですね。

そして、今後のことですが、いま鳥さんのほうから話がありました、『ボタンのかけ違い』というか歴史的な経緯、出発点以来の問題点というようなことを次回からはやらなければならぬかと思ひているわけですが、次回がどうなるかはこれから先のことですが、次の大きな問題はそういう問題だということはよろしいでしょうね。

そこで、できれば今日も三時に終わりたいと思ひていますので、私のほうがちよつと差し出がましいようなことですが、次回をどうするかということ、あまりこういう場では発言したことないのですが、今日は傍聴の方というか聴いておられる方もかわかることですので、こういう可能性について少し同盟の方も運輸省・公団の方からも意見を承つておきたいと思ひます。このシンポジウムの場で私は何回か、この壇の上で議論をされる方たちの議論を聴き、それと異なる意味で深い関心を持ち、利害関係も持つておられるであろうここに集まりの方々の中から、言いたい意見というものがあるであろう。二回目くらいの時にもこの会場の方から発言がありました。私はそれに対しては、「いずれ皆さんのご意見を聴く機会を持ちたい、何らかの意味でご意見があれば、とりあえずは文書で出してください」というようなことをお願いしました。これは従来からそうしてきているのでありますが、次回、具体的にどうするかというようなことは最初に申しました運営委員会で議論をして決めるということになっておりますが、そろそろこの地域の方々、今までのシンポジウムを聴かれたりした上でのご意見がいろいろあるのではないかと思ひますので、そういう機会ももうそろそろ一度持つべきではないかなというようにも考えております。それが具体的にいつ

になるか、一番早ければ六月のシンポジウムの場でそういうことをお伺いしたいというようなことになる可能性もあるわけですが、そこであえて私はこういうことをここで申し上げるわけですが、これは、いずれ運営委員会で協議をさせていただきたいと思ひております。

なお、この機会ですから、今後のことについて、今までのことも踏まえまして今後のことについて何か、同盟のほうなり運輸省・公団のほうでご希望でもあれば、非常に立ち入ったことは運営委員会でございますが、今まで六回のシンポジウムを踏まえて何かあれば、この際言つていただいて結構かと思ひますが。

#### 石毛博道（反対同盟事務局長）

ただ今の隅谷さんのご意見ですが、我々としても、空港がこの地にて苦勞しているのは我々だけではありませんし、たくさんの騒音地帯に住んでいる人達もいるわけで、現に飛行機が飛んでいるわけですからね。そういうことについてぜひ発言の機会がほしいという住民の方々があれば、それはそれで大いに結構ですし、それから、我々は運輸省や空港公団と実質議論を続けてきましたが、そういうことについても、当事者ではわからない第三者の感想とか意見等についても我々としてはぜひ聴いておきたいというふうにも考えてますので、それは結構なことじゃないかと考えてます。

#### 松尾道彦（運輸省航空局長）

具体的な進め方の問題につきましては、今後の運営委員会の場でお任せしたいと思ひます。今せつかく隅谷先生のお話でもございますので、今地域の方々のご意見を、私も今空港問題を成田だけではなくて他の地域でも同様でございますが、特に成田につきましてはやはり地域の方々、住民の方々をはじめご意見を率直に聴く必要があるかと思ひますし、第二回目にご意見を承つておりますが、その後のシンポジウム

の展開過程におきまして、いろんな進め方に対するご意見もあるかと思ひますし、率直に私どももこういう場でお話を承れば大変都合だと思ひます。

それから、今後の問題につきましては、途中でお願ひいたしましたわけでございますが、先ほどの同盟側のご指摘もあつたり、航空行政に対するいろいろな展開の問題についてのご意見もあるようでございますので、そういう展開につきまして、できるだけ早い機会にお話を承ればと、このように希望いたします。

#### 隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

公団のほうは何かございますか。

#### 松井和治（空港公団総裁）

特にございません。

#### 隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

そうしますと、非常に私たちにとつても喜ばしいことと思ひますことは、この事業認定問題については大変激しい議論がありました。皆さんもそれを聴かれた方が多いと思ひますが、それについて我々も大変苦勞をいたしました。この所見をとりまとめたわけですが、この所見については基本的に反対同盟のほうも運輸省・公団のほうもこれで了承する、これを基礎にして今後前進していこうということになりましたので、あるいは多少の意見の対立などありまして、時間がどの程度かかるかというようなことについても必ずしも確定したことは考えられませんでしたので、一応今日は午後ということで一時半から開会させていただいたわけですが、お聞き及びのようになつたので、多少時間が予定よりは早いですけれども、これをもって本日のシンポジウムは終らせていただきます。どうもありがとうございます。

― 以上 ―